

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

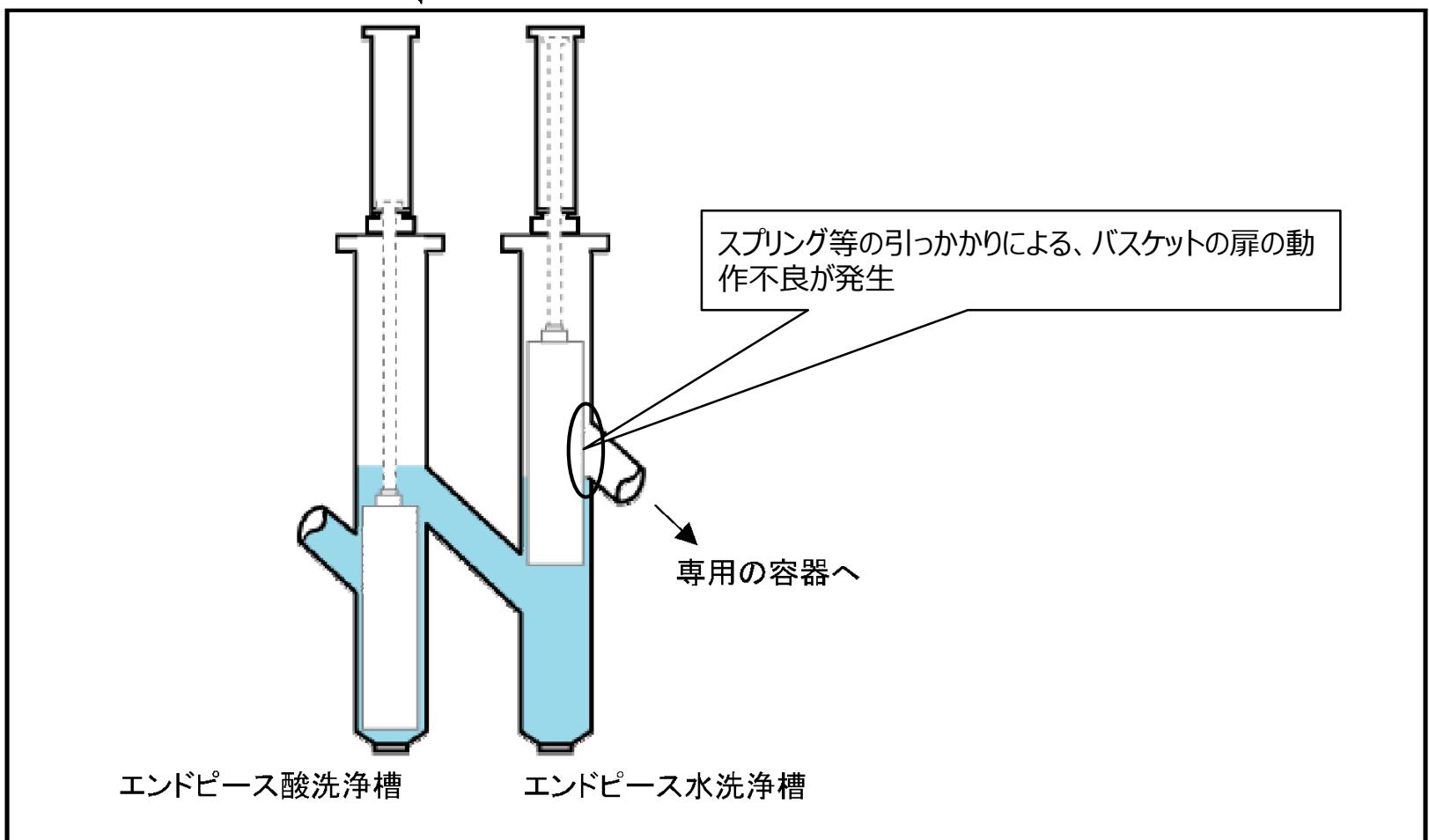
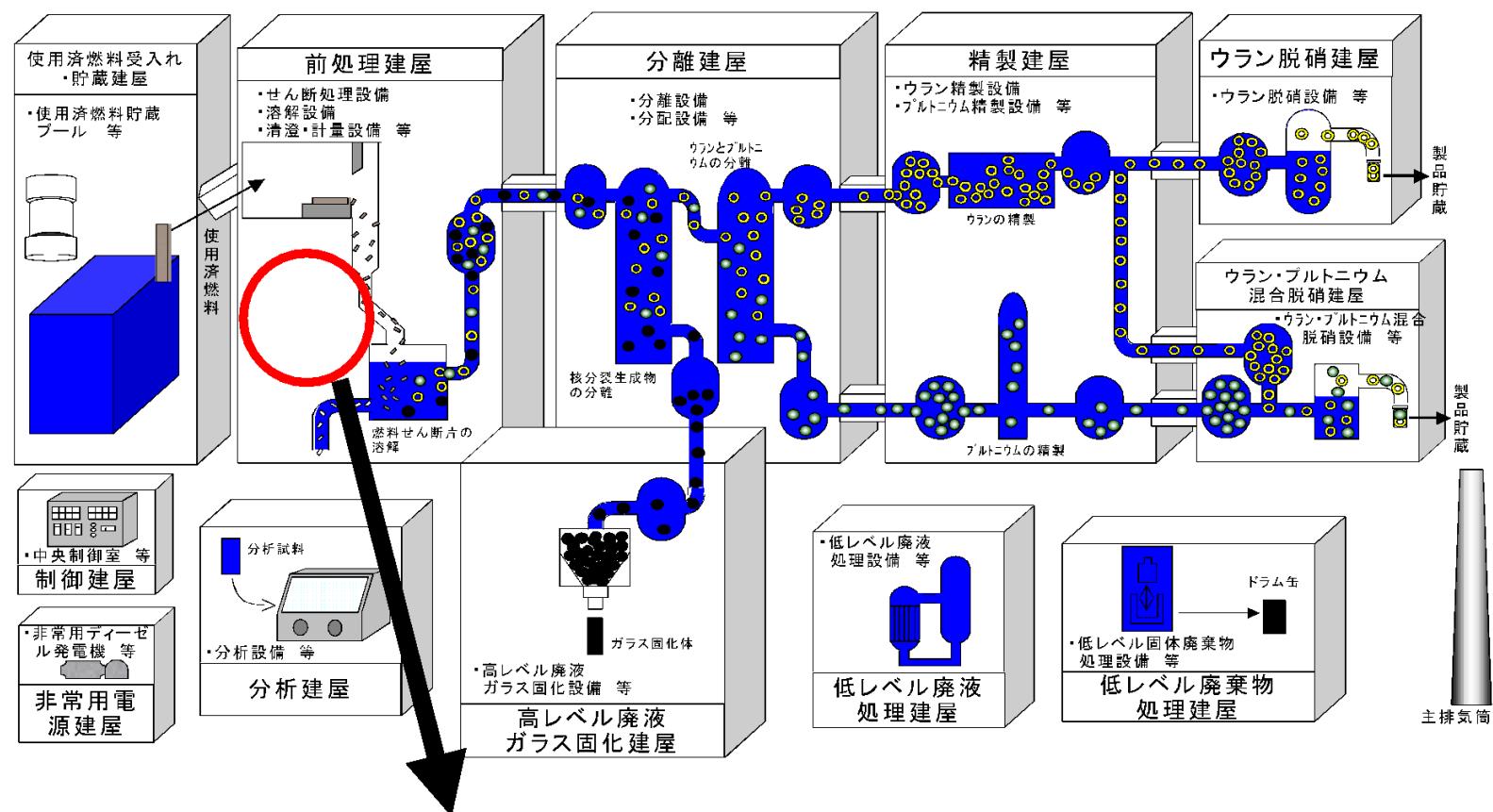
事象分類別 (C. 機器動作不良)

3-20. エンドピース水洗浄槽におけるバスケットの排出扉の動作不良

事象の概要 (1)発生場所：機器 (2)設備の概要 (3)発生の状況 (4)概要 (5)原因	前処理建屋：エンドピース水洗浄槽 せん断処理により発生するエンドピース（燃料集合体上端部、下端部の切断片で、燃料を含まない金属片）を洗浄する装置。エンドピースは硝酸で洗浄した後、更に水で洗浄し、最終的に専用の容器に詰める。 エンドピース水洗浄槽の運転中 エンドピース水洗浄槽バスケットのドアの動作不良。 ※エンドピース酸洗浄槽においても同事象の発生が予想される。 運転を継続する中で偶発的に発生するスプリング等の引っかかり。															
事象による影響 (1)工場外への影響 (2)安全性への影響 (3)作業員への影響 (4)他工程への影響	工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する前処理建屋せん断処理・溶解廃ガス処理設備および換気設備が稼働しているセル内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。 安全上の問題は生じない。 エンドピース水洗浄槽動作不良に伴い、せん断を停止するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。 作業員への影響は生じない。 エンドピース水洗浄槽の復旧作業は、セル外より遠隔操作で行うため、作業員への影響は生じない。 上流、下流の工程の運転に影響が生じる。 エンドピース水洗浄槽の停止に伴い、せん断機、溶解槽以降の運転に影響が生じる。さらに下流の分離建屋以降の工程は、前処理建屋に設置されている一時的な貯留槽(計量後中間貯槽)の残液量で運転継続の可否を判断する。															
対応の概要	1.バスケットのドアの動作不良の原因を調査する。 2.定められた保修作業手順に従い、動作不良を解消する。 3.保修完了後、定められた操作手順に従い、運転を再開する。															
公表区分	毎月集約して月1回公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th> <th colspan="2">運転情報</th> </tr> <tr> <th>A情報</th> <th>B情報</th> <th>C情報</th> <th>ごく軽度な機器故障</th> <th>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等 不適合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	トラブル情報			運転情報		A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等 不適合等					
トラブル情報			運転情報													
A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等 不適合等												

* :『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

定められた操作手順に従い復旧操作をして復旧

